

二月庚午朔戊寅戊寅は穴戸國司草壁連醜經獻白雉改元白雉の號見え、今日本紀に改元白雉とする所、定式となしがたし、其譯は、續日本紀に、白鳳以來、水鏡正統記、寶基本紀、元亨釋書の類證據に、難波長柄、豊前如是院年代に、天武帝十五年丙戌を大化元とし、和州天武帝十五年朱鳥の號あれども、年號改元獻赤雉、因レ茲改朱鳥とあれども、日本紀に此事なし、

本朝改元考は山源爲憲がの規則とせず、本朝改元考云、本朝文武天皇創建大寶之號、嚮此雖有孝德天皇之大化白雉、天武天皇之朱鳥而紀、一時之瑞未爲定式、故源親房正統記以大寶爲年號之始、崎闇齋の著なり源爲憲が口遊天祿元年冬十二月記年代門に、今案自大寶元年迄今年、總二百七十年、昔大寶以往有年號曰大化、白雉、白鳳、朱鳥、凡至白雉合九載、其後齊明天智二帝雖治天下、專無號、轉更至天武治天、歲號朱鳥、其後持統一帝無年號亦文武御天歲號大寶、從此以來永以不絕也とあり、此即ち吾國金貨の始發する日にて、文武帝五年三月廿一日、大寶紀元の號、本朝紀年の權輿、萬世不易の定法とあるべし、漢土にも武帝建元を紀年の始とすれど、文帝の後元と景帝の中元後元は、史官追書の名として、改元定式の年數に入ざる事、改元考に見えたり、○中略

和漢の異年號、諸書に見えたるもの、大率かくのごとし、紀年の始末亥れざるは、いづれも臆斷しがたし、此外に彼土には、年號同名數多あり、陳繼儒が偃曝談餘に、漢の建元より明の正徳に至るまで、凡一百餘名を載たり、其中大半は僭號多し、此邦は皇統一姓にて、ありがたき事なり、繼體帝の正和と、花園帝の正和と同名なれど、大化以前の年號は正史に載ざれば、證據となし難し、いづれにも、年號は國家第一の重事たるべき事と思はる。

〔襲國僞僭考〕繼體天皇十六年、武王年を建て善記といふ、是九州年號のはじめなり、年號けだし善記より大長にいたりて、およそ一百七十七年、其間年號連綿たり、麗氣記私抄、また海東諸國記などにもこれを載せ、今伊豫國の温泉銘にも用ひ、如是院年代記にも朱書して出せり、亥かれども諸書載るところ異同多し、今あはせ亥るして参考に備ふること左のご